第1号様式（第30条）

**会議室使用申込書**

栃木県土地改良事業団体連合会

会　 長　　　佐　藤　　勉　様

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 代表者 | 印 |
| 連絡先 | 〒 |
| 電話番号 |  |
| 氏名 |  |

「栃木県土地改良会館会議室使用上の注意」を承諾し、会議室を借用したく、下記のとおり申し込みます｡

令和　　　年　　　月　　　日

記

1)　期　日 令和　　　年　　　月　　　日 　　　時　　　分　から

 令和　　　年　　　月　　　日 　　　時　　　分　まで

2)　使用目的(会議名)

3)　出席者数と概ねの来客駐車台数

4)　使用会議室

|  |  |
| --- | --- |
| 使用する会議室 | チェック |
| A会議室 | □ |
| B会議室 | □ |
| C会議室 | □ |
| S（ステージ）会議室 | □ |

5)　使用器材

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品名 | チェック | 品名 | チェック |
| 演　　　台 | □ | カセットデッキ | □ |
| 演　　　壇 | □ | レーザーポインター | □ |
| ワイヤレスマイク | □ | 液晶プロジェクター | □ |
| ホワイトボード | □ |  |

**栃木県土地改良会館会議室使用心得**

栃木県土地改良事業団体連合会

会館を使用する者は、この心得を遵守すること。

主な注意事項は下記に記載したとおりであるが、遵守できない場合は使用を制限することがある。また、火災等の非常時においては、会館管理者の指示に従うこと。

記

1. 会議参集者あての通知文に、本会の電話番号を記載してはならない。
2. 会議室を借用した者(以下「借用者」という)は、会議室の会場準備開始前に会館管理者へ連絡したのち入室し、その指示に従い、借用者が会場の準備を行うこと。
3. 会館管理者の承諾なしに、張り紙、落書き及び釘、画鋲の使用並びに特別の設備を設けてはいけない。また、会館設置以外の電気機器を使用する場合は、会館管理者の承諾を得ること。

2) 空調設備使用の際は、会館管理者の指示に従うこと。

1. 建物、備品、器具等を棄損もしくは汚損しないこと。やむを得ず棄損もしくは汚損が生じた場合は会館管理者へ報告のうえ指示に従うものとし、損害弁償に応諾するものとする。

2) 備品、器具等を会館管理者の承諾なしに他へ移動、または他からの搬入をしないこと。

1. 使用承認を受けた以外の部屋は、原則として立入禁止とする。
2. 所定の場所以外は禁煙とする。
3. 会議室において飲食等をするときは、使用申込時にその旨申し出、承認を受けること。

2) 会議に必要な茶器、水差し等は主催者で用意すること。

1. 会議室の使用後、発生したすべてのゴミは持ち帰ること。
2. 会議出席者の駐車台数は100台を限度とする。また、当日は車輛誘導員を配置すること。
3. 騒音または高音、怒声等を発し、或いは暴力を用いて他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。迷惑を及ぼす行為があった場合は、退去の指示に従うこと。
4. 借用者は、次の各号に定める者を入館させないこと。
5. 公共の風俗、秩序をみだす恐れのある者
6. 伝染性疾患者及びその疑いのある者
7. 危険の恐れのある、又は他人の迷惑となるような物品、動物を携帯又は連行する者
8. その他、会館管理者が管理に支障があると認めた者
9. 会議室の使用後は、すべて使用前の状態又は会館管理者の指示を受け、整理整頓し引き渡すこと。
10. 会議室使用時間の中には、準備、あと片付けの時間を含むこと。
11. 本会の指示及び貸与物等に疑義が感じられた時は、会館管理者と協議すること。
12. 故意又は過失によって会館の施設・設備又は器具等を棄損し、又は滅失した場合は、会館管理者の指示を受け原状に復するものとし、その理由が使用者の責に帰する場合は、使用者はその損害を賠償すること。
13. 借用者は、県の「新型コロナウイルスによる感染症に係る県主催のイベントの開催基準等」を遵守すること。

2) 体温測定器、アルコール消毒、予備のマスク等を準備し、入退時の感染防止対策を図ること。

3) 会議室使用後は、マイクやテーブル等の除菌を行い、会館管理者の確認を得ること。

1. 会議出席者から新型コロナウイルスを発症した事実が確認された場合は速やかに会館管理者へ報告し、それに係る会館内の消毒等一切の費用を弁償すること。